

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（ハイヤー及びタクシー）の定期点検について（臨時休車の復活期限延長に伴う適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年11月22日付け国自安第117号、国自旅第332号、国自整第185号により、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところです。

今般、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」（令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡）により、臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、ハイヤー及びタクシーに係る令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整357号による取扱いの適用期間が令和6年3月31日までとなりましたのでお知らせします。

また、休車期間を令和4年3月31日までと申請（令和3年12月31日から延長しているものを含む）しているハイヤー及びタクシーについては、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間は令和6年3月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとします。